別記第六号（第百八十一条第二項関係）

（電子申請の場合）

登記完了証（電子申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	
申請受付番号	
登記の年月日	
不動産	
申請情報	

（注）1　「登記の年月日」欄は，表示に関する登記が完了した場合に記録されます。

2　「不動産」欄に表示されている不動産のうち，下線のあるものは，登記記録が閉鎖されたことを示すものです。

3　「申請情報」欄に表示されている内容は，申請人又はその代理人から提供を受けた申請情報を編集したものです。最終的な登記の内容は登記事項証明書等により確認してください。

4　この登記完了証は，登記識別情報を通知するものではありません。

以上

年　月　日

法務局　出張所

登記官

（書面申請の場合）

登記完了証（書面申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	
申請受付番号	
登記の目的	
登記の年月日	
不動産	

（注）1　「登記の目的」欄に表示されている内容は，「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です（権利に関する登記の場合に限ります。）。

2　「登記の年月日」欄は，表示に関する登記が完了した場合に記録されます。

3　「不動産」欄に表示されている不動産のうち，下線のあるものは，登記記録が閉鎖されたことを示すものです。

4　この登記完了証は，登記識別情報を通知するものではありません。

以上

年　月　日

法務局　出張所

登記官

職印

（抵当証券法施行細則の一部改正）

第二条　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十八条第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

第三条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「登記印紙」を「収入印紙」に、「はって」を「貼って」に改める。

（商業登記規則の一部改正）

第四条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第六十三条第三項中「登記印紙」を「収入印紙」に、「はって」を「貼って」に改める。

第百一条第一項中「又は送付」を削り、同項第二号中「送付」を「交付」に改める。

第百六条第三項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

第百七条の見出し中「送付」を「交付」に改め、同条第一項中「送付」を「交付」に、「この規則の規定により申請書に記載すべき事項」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　この規則の規定により申請書に記載すべき事項

二　登記事項証明書の交付を求めるとき（第四号に規定するときを除く。）は，登記所で交付を受ける旨

三　印鑑の証明書の交付を求めるとき（第五号に規定するときを除く。）は，登記所で交付を受ける旨及び印鑑カード番号

四　登記事項証明書の送付を求めるときは，その旨及び送付先の住所

五　印鑑の証明書の送付を求めるときは，その旨，印鑑カード番号及び送付先の住所

第百七条第二項及び第三項中「送付」を「交付」に改め，同条第四項中「第二十二条第二項」の下に「（印鑑の証明書の交付の請求にあっては，印鑑の証明書の送付を求める場合（以下「印鑑の証明書の送付の請求」という。）に限る。）」を加え，同条第六項中「送付」を「交付」に改め，同項を同条第八項とし，同条第五項を同条第七項とし，同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項証明書の送付を受けようとするときを除く。）は，法務大臣の定める書面を提出しなければならない。

6　第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求（印鑑の証明書の送付の請求を除く。）についての第二十二条第二項の規定の適用については，同項中「前項の申請書を提出する場合」とあるのは「第百七条第一項の規定により印鑑の証明書の交付を受けようとする場合」と，「印鑑カード」とあるのは「法務大臣の定める書面を提出し，及び印鑑カード」とする。

第百八条中「当該署名等をすべき者による第百二条第一項に規定する措置（前条第一項の規定による登記事項証明書の送付の請求にあっては，申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置）」を「次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるもの」に改め，同条に次の各号を加える。

一　第百二条第一項の規定による登記の申請又は前条第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求　当該署名等をすべき者による第百二条第一項に規定する措置

二　前条第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求　申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置

（確定日付手数料規則の一部改正）

第五条　確定日付手数料規則（平成五年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に、「はって」を「貼って」に改める。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第六条　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「送付」を「交付」に改める。

第二十八条第一項に次の二号を加える。

四　登記事項概要証明書等の交付を求めるとき（次号に規定するときを除く。）は，登記所で交付を受ける旨

五　登記事項概要証明書等の送付を求めるときは，その旨及び送付先の住所